

東京都公衆浴場対策協議会 (第21次協議会 第1回)

平成31年2月7日(木)

都庁第一本庁舎南側16階 特別会議室S6

午後 2 時00分開会

○猪俣課長 それでは、お待たせいたしました。

定刻になりましたので「第21次第1回東京都公衆浴場対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、生活安全課長を務めております猪俣と申します。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて失礼させていただきます。

ただいま協議会委員18名中14名の委員の御出席をいただいております。

3枚目に設置要綱を添付させていただいておりますが、会議に先立ちまして、本協議会の設置要綱を2点変更いたしましたことを御報告させていただきます。

要綱を御覧いただかなくても大丈夫です。確認させていただければと思っています。

1点目でございますが、定足数の規定を削除いたしました。こちらは本協議会が合議制機関ではなく、出席者の意見の表明または意見交換の場であるといった性格から、定足数を設けないこととしたものでございます。これによりまして、これまで行っておりました定員の充足状況の確認は不要とさせていただいております。

また、2点目といたしまして、委員の皆様方の任期につきましては、手続の都合上、2年だったものを2年以内とさせていただいております。

以上が変更でございます。よろしく願いいたします。

本会より、第21次の協議会がスタートいたします。

本日は、その第1回会議となりますことから、新しい協議会の会長が指名されるまで私のほうで進行を務めさせていただきます。

初めに、第21次協議会委員に御就任いただきました委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております次第の次に置かせていただいております協議会委員名簿を御覧ください。こちらによりまして、御紹介させていただきたいと思っております。

最初に、学識経験者委員の皆様をお紹介いたします。

東京国際大学商学部教授の伊藤匡美委員でございます。

法政大学キャリアデザイン学部教授の梅崎修委員でございます。

銭湯研究家の岸上ステファニー委員でございます。

国土舘大学政経学部教授の熊迫真一委員でございます。

独立行政法人経済産業研究所上席研究員の小西葉子委員でございます。

日本公認会計士協会東京会常任幹事で、公認会計士の高橋克典委員でございます。

医師で、銭湯ガイドマイスターの中山美子委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。

続きまして、利用者代表委員の皆様を御紹介いたします。

東京消費者団体連絡センター事務局の池田京子委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。

主婦連合会社会部の若月壽子委員でございます。

東京都民生児童委員連合会常任協議員の平石昭夫委員でございます。

東京都地域婦人団体連盟副会長の山下陽枝委員でございます。

続きまして、業界代表委員の皆様方を御紹介いたします。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の近藤和幸委員でございます。

副理事長の石田眞委員でございます。

常務理事の佐伯雅斗委員でございます。

続きまして、関係行政機関委員を御紹介いたします。

足立区副区長の長谷川勝美委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。

武蔵野市副市長の笹井肇委員でございます。

東京都福祉保健局長の内藤淳委員でございますが、本日、所用により欠席でございます。

東京都生活文化局長の浜佳葉子委員でございます。

協議会委員の皆様は、以上の方々でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局を担当しております職員を紹介いたします。

東京都生活文化局消費生活部長の吉村でございます。

そのほか、公衆浴場担当の職員が事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

机上には、紙で「東京都公衆浴場対策協議会次第」がございます。その下に「第21次東京都公衆浴場対策協議会委員名簿」「東京都公衆浴場対策協議会設置要綱」、次回の協議会開催日を決定するための日程調整表をお配りしております。

不足等はないでしょうか、大丈夫でしょうか。もしございましたら、挙手いただければ事務局のほうから対応させていただきます。なお、本日はペーパーレスの取り組みを推進するため、資料1から資料9につきましては、タブレット端末にて御用意しております。今回から初めてこういう形をとらせていただきます。

タブレット端末の操作を御説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、お手元にタブレットがございますが、これを左にスライドしていただきますと、資料2、資料3と動きます。今、固定されている状況なのですが、ちょっと見にくい方につきましては、お手数ではございますが縦にさせていただきますと、このように縦に合わせて御覧いただくことも可能です。

全体は見えなくても、そこのところを御覧いただきたい場合は、このような形で広げることも、指で広げることもできますので、適宜御利用いただきたいと思っております。なお、操作がお分かりにならない場合につきましては、近くに職員がおりますのでお気軽に

お声がけをいただければと思っております。

では、順次、スライドさせておめぐりいただきながら、御覧いただきたいと思っております。まず、1ページの資料1でございますが「平成31年公衆浴場対策協議会の日程（案）」。左にスライドしていただきまして順次、2ページの資料2が「平成31年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等（案）」。

3ページから5ページまでの資料3が「公衆浴場入浴料金算定基準」。

6ページの資料4が「消費税率改定に伴う公衆浴場入浴料金の算定方法（案）」。

7ページの資料5が「平成31年会計調査対象浴場の選定条件（案）」。

8ページの資料6が「平成31年会計調査対象浴場の選定条件（案）該当浴場数」。

9ページの資料7が「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」。

10ページから12ページまでの資料8が「平成30年東京都公衆浴場対策協議会報告」。

13～15ページの資料9が「平成30年東京都公衆浴場対策協議会報告（意見）を受けた取組状況」となっております。

御不明な点がございましたら繰り返しになりますが、職員が周りにおりますのでお声がけいただければと思っております。

また、会議中は、前方のスクリーンに私のタブレット端末内の画面を映しております。ちょっと見にくいかもしれませんが、そちらも御参考にしていただければと存じます。

なお、席上の青色のファイルにつきましては、公衆浴場関係の資料集となっております。このファイルは会議終了後に回収させていただき、会議開催の都度準備させていただくこととなっております。

資料関係の説明は以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

次に、第21次東京都公衆浴場対策協議会の会長を指名いたします。

東京都公衆浴場対策協議会の設置要綱第5第2項では、「協議会の会長は、委員のうちから、知事が指名する」と規定しております。

この規定に基づきまして、第21次協議会会長には、梅崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

（梅崎委員、会長席に移動）

○猪俣課長 それでは、梅崎会長には御就任に当たり、一言御挨拶をお願いいたします。なお、これからの議事進行につきましては、梅崎会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○梅崎会長 ただいま本協議会の会長に御指名いただきました、法政大学キャリアデザイン学部の梅崎でございます。

第21次協議会の会長をお引き受けするに当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思っております。

まず、公衆浴場を取り巻く状況でございます。都内の公衆浴場は自家風呂の普及、利用者の減少、また、経営者の方々の高齢化や後継者不足という問題を抱えておまして、経営上幾つか厳しい状況にある公衆浴場さんも多いというふうに認識しております。毎年多くの浴場が廃業し、減少の一途をたどっているということが確認できるということであり、このような状況の中で、本協議会の主要な役割というのは知事から依頼を受けて、入浴料金の統制額を検討することです。

近年の状況を申し上げますと、平成26年に大人に当たる大人料金を10円値上げしております。460円と報告して以来、4年間据え置かれているところであります。なお、今年の10月には消費税率の引き上げということが予定されていることもありまして、統制価格の決定に関しては、都民の生活、浴場事業者に与える影響ということが大きいと予測されます。皆様方と十分議論し、慎重に検討していきたいと考えております。

最後に、会長職を担当するのは今年が初めてでございます、いろいろ慣れないところもあるかと思うのですが、精一杯務めてまいりますので、委員の皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

これにて御挨拶とさせていただきます。

それでは、ここから会長として議事を進行させていただきます。

最初に、会長代理を指名させていただきます。

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第4項では、「会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」と規定しております。この規定に基づきまして、第21次協議会の会長代理につきましては、国士舘大学政経学部教授の熊迫委員を指名したいと思います。

熊迫委員、よろしいでしょうか。

○熊迫委員 承知しました。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に本会議は公開で進めたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、会議の速記録等をホームページに掲載することについて、事務局から説明があります。

○猪俣課長 東京都は、情報公開を積極的に推進していく観点から会議の議事録及び配付資料につきましては、消費生活部のホームページ「東京暮らしWEB」に後日掲載させていただきますので御了承願います。

○梅崎会長 次に、本協議会では、知事から「平成31年公衆浴場入浴料金統制額」について、検討依頼を受けることになっております。

それでは、事務局から願います。

○猪俣課長 本協議会への検討依頼につきましては、知事にかわりまして、本協議会を担当しております猪熊副知事より梅崎会長に対し、検討依頼を行わせていただきます。

○猪熊副知事

下記の事項について検討を依頼する。

平成31年2月7日

東京都知事 小池百合子

記

平成31年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について

○猪熊副知事 どうぞよろしくお願いいたします。

(猪熊副知事から梅崎会長へ手交)

○梅崎会長 わかりました。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、猪熊副知事より御挨拶をいただきます。

○猪熊副知事 副知事の猪熊でございます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。

第1回協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。着座にて失礼いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第21次の協議会委員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま梅崎会長に平成31年の公衆浴場入浴料金統制額につきまして、知事にかわり、御検討をお願い申し上げました。

最近の都内公衆浴場の状況を見ますと、利用者の減少や設備の老朽化、後継者不足などさまざまな理由から依然として浴場数の減少が続いており、厳しい経営環境の中にあると承知しております。

公衆浴場は、都民の健康の維持と適正な公衆衛生水準の確保に必要なだけでなく、地域住民の健康づくりや交流の場となることが期待されております。そして、いよいよ1年半後には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。これは、今後さらに増加する訪日外国人に江戸・東京の文化である銭湯を知ってもらう絶好の機会ともなります。既に公衆浴場組合では、ホームページの多言語化を図るなど、銭湯の魅力を国内外に広く発信いただいています。都としても、こうした公衆浴場のさらなる振興に向けた取り組みに対して、引き続き積極的に支援を行ってまいります。

また、都では、今年度から浴場の事業が継続されることを目的として、浴場経営者や後継者などを対象とした連続セミナーの開催、あるいは浴場に専門家を派遣するなどの東京

都公衆浴場活性化支援実証事業、通称銭湯ラボを実施しております。来年度も事業を実施してまいる予定でございますので、より多くの浴場の活性化の取り組みを実践していただければと考えております。

さて、入浴料金統制額ですが、知事が入浴料金の最高限度額を指定しますことから、浴場経営や利用者負担に直接影響を与える重要な決定事項でございます。今年10月には、消費税率が8%から10%に引き上げられることが予定されており、多くの都民、中小企業者にとりましては、先行き不安な状況が続くことが予想されます。こうした中、委員の皆様には難しい判断をお願いすることとなりますが、専門的な見地から幅広く御検討いただきますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ただいま平成31年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について、知事から検討を依頼されました。本協議会において審議してまいります。なお、ここで猪熊副知事は所用により退席されます。

○猪熊副知事 失礼いたします。よろしくお願いいたします。

(猪熊副知事退室)

○梅崎会長 それでは、会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

まず、議事の(1)「平成31年公衆浴場対策協議会の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○猪俣課長 お手元のタブレット端末の資料1を御覧ください。

平成31年公衆浴場対策協議会の今後の日程と統制額決定までの流れの案をお示ししております。

都では、都内の全ての浴場を対象にした「公衆浴場基本調査」を実施しており、現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところでございます。そして、本日は資料1の右側の2番目の四角、2月7日開催というところがございますが、第1回協議会を開催させていただいております。

先ほど協議会に対し、知事から平成31年統制額の検討依頼をいたしました。本日の協議会では、後ほど議題となります統制額算定方法の決定、会計調査対象浴場選定条件の決定について御審議いただき、決定を受け、標準的な浴場40軒程度を対象に詳細な会計調査を実施いたします。

その下、第2回協議会では、4月11日から4月18日までの間に開催させていただきたいと考えております。基本的には平日に開催するということとなります。

審議事項といたしましては、会計調査の中間報告、統制額の改定等に対する各委員の意見及び要望の聴取、検討報告案を起草するための小委員会設置の決定となっております。

第2回協議会で小委員会の設置が決定された場合、その後、会計調査結果の取りまとめが終わる5月9日から5月15日までの間に小委員会を開催させていただきます。この小委

員会では、学識経験者委員の方をもって構成することとさせていただいております。

その下、第3回協議会につきましては、5月28日から5月31日の間に開催させていただきたいと考えております。

この第3回では審議事項といたしまして、小委員会で取りまとめたいただいた報告案を審議、決定させていただき、知事に報告書を提出していただきます。都は協議会報告書を受領した後、同日に協議会報告について報道発表を行います。その後、統制額の指定につきましては知事の決裁を受けまして、改定を行う場合には左側の一番下にございますが、東京都広報で告示を行うというスケジュールとなります。

以上が今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。なお、御発言の際はお近くのマイクをお使いください。何かございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、今後の協議会の開催日程につきましては、事務局の説明内容に従って進めていくことにします。

続きまして、議事の(2)「平成31年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」事務局から説明をお願いします。

○猪俣課長 それでは、左にスライドしていただいて、2ページの資料2をお開きください。よろしいでしょうか。

まず「1 入浴料金統制額の指定」というところがございますけれども、入浴料金の統制額につきましては、物価統制令に基づく統制料金となっておりまして、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。各浴場事業者におかれましては、知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

「2 入浴料金統制額の算定方式」につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に、適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定するという総括原価方式を用いることとしております。

「3 入浴料金統制額の算定手順」でございますが、「(1) 会計調査対象浴場の選定」といたしまして、使用燃料や用水、入浴料金収入面で標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

「(2) 会計調査の実施」におきましては、(1)で選定いたしました浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等の調査分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに平成30年の平均収支実績表を作成いたします。

「(3) 収支推定表の作成」は、上記(2)で作成いたしました平成30年の収支実績表の数値を基礎にそれぞれの収支科目ごとに平成31年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたします。

最後に「(4) 入浴料金統制額の算定」につきましては、これまで御説明した手順を経ま

して、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出し、料金を算定することとしております。

以上が資料2の御説明でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。資料3「公衆浴場入浴料金算定基準」でございます。こちらは、公衆浴場料金を具体的に算出していく際の基準について本協議会が定めたものでございます。

第1条及び第2条では、料金の算定は先ほど申しましたとおり総括原価方式で行うこと。

第3条の原価計算期間は、事業年度を単位として、将来の1年間とすること。

第4条は、人件費、用水費及び光熱費などを営業費用の科目ごとにその算定方法について規定しております。

4ページの第5条から第7条では、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、第8条では原価計算表と経費内訳について規定しております。

5ページを御覧ください。この表は第8条で御説明した様式、公衆浴場入浴料金算定基準の原価計算表の様式でございます。原価計算表の収支科目の説明と計算方法などをお示ししてございます。

表中の左側の科目欄は、「1 入浴料金収入」から「4 特別利益」までが収益合計を算出する科目となっております。

「5 人件費」から「19 建物再調達費」までが費用合計を算出する科目となります。

「20 収支差」では、収益合計と費用合計の差額を計上いたします。

「20 収支差」に「21 事業報酬」を加えて、過不足を算出いたします。

最後に過不足額を解消するための入浴料金の所要変動率について、表中の右下にございます計算式にて算定するということとなります。

表の右端の推定欄につきましては、平成30年会計調査による実績値をもとに平成31年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかというものを記載しております。

「実績」と記載しているものが幾つかございますが、こちらにつきましては、平成31年の推定額は平成30年の会計調査の実績値を横引きするということを示してございます。

「実績×適正な増減率」と記載しているものにつきましては、平成30年の会計調査の実績値に消費者物価指数などの変動要素を反映して、算定するということとなります。

6ページを御覧ください。資料4で「消費税率改定に伴う公衆浴場入浴料金の算定方法(案)」を示しております。こちらは、平成31年の入浴料金の算定に当たりまして、消費税率の改定がございました場合、この改定をどのように反映するのか、その基本的な考え方を整理したものでございます。

消費税が導入された平成元年、当時は税率が3%でございました。それ以降、入浴料金の算定に消費税を反映してまいりましたが、本年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定となっておりますことから、基本的な考え方について改めてお示ししてお

ります。

上段1「消費税率の改定内容」は、本年10月1日に実施される消費税率と地方消費税率を記載しております。

次に「2 消費税率改定に伴う入浴料金の算定方法」についてでございますが、こちらはまず(1)で、入浴料金の算定は消費税の課税対象となる費用ごとに10%の消費税相当分を加算し、総括原価方式により算出いたします。消費税の課税対象とならない人件費や保険料などの費用につきましては、当然のことながら消費税の課税対象から除外いたします。

(2)でございますが、消費税につきましては、課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納付義務を負う課税事業者とありますが、課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除される免税事業者となります。都内の公衆浴場事業者の多くは消費税の納付義務を負う課税事業者ですが、免税事業者もおりますことから益税批判を招かないよう、売り上げにかかる消費税相当分につきましては、免税事業者分を加味して算定いたします。

最後に(3)でございますが、消費税率改定の影響額を明らかにするため、現行の消費税率8%で計算した結果と消費税率10%で計算した結果の二通りの算定を行います。

以上、資料2から資料4の説明でございます。よろしく願いいたします。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、平成31年入浴料金統制額の算定方法などについては、ただいまの事務局の説明内容に従って進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

次の議事に入ります。

「平成31年会計調査対象浴場の選定条件について」事務局から説明をお願いします。

○猪俣課長 7ページの資料5を御覧ください。

会計調査を実施する浴場の選定方法について、選定条件を御説明いたします。

会計調査の対象といたしまして、次の条件を備える標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

まず「1 燃料」につきましては、重油・廃油といった液体燃料、電気、ガスもしくはソーラーの専用、またはそれらの併用であること。

「2 排水」につきましては、公共下水道を使用していること。

「3 用水」につきましては、上水専用または上水井水併用であること。なお、原則として併用比率は上水50%以上といたします。軒数は上水1%から49%のほうが多いのですが、例年この基準でやらせていただいております。総括原価方式で求める方法が前年度実績をもとに翌年度の推定を行いますので、この条件を維持したいと考えます。

「4 収入階層」につきましては、入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満であることを条件としております。

8ページの資料6を御覧ください。ただいま御説明いたしました会計調査対象浴場の選定条件に従いまして、平成30年9月に実施しました公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけたものでございます。先ほど御説明しました網かけの部分がこちらの選定条件に該当する浴場数となります。

まず、公衆浴場基本調査の有効回答で、左の「燃料条件」の軒数の一番下のところにありますが、494軒ございまして、このうち木材等の雑燃を使用していない浴場が379軒、76.7%となっております。

「排水条件」にある公共下水道利用の浴場は379件、76.7%、このうち「用水条件」である上水50～100%が133軒、26.9%、右側の収入階層条件である入浴料金収入が1,100万円以上、2,600万円未満の浴場数が94軒となっております。この絞り込みを行いました、全ての条件を満たす94軒の中から40軒程度を調査対象浴場として選定してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

それでは、「平成31年会計調査対象浴場の選定条件について」は、ただいまの事務局の説明内容に従って進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○梅崎会長 ありがとうございます。

次に議事の（4）「平成31年公衆浴場会計調査の実施について」に入ります。

これにつきましては、私から提案をしたいと思っております。

統制額の算定の基礎となる会計調査につきましては、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などをもとに、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。これらの調査は専門的な業務になりますことから、学識経験者の委員で公認会計士の高橋委員にお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○梅崎会長 ありがとうございます。

では、会計調査の実施につきましては高橋委員にお願いいたします。

高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 よろしくをお願いいたします。

○梅崎会長 次に報告事項に入ります。

報告事項は2件ありますが、一括して説明をお願いします。

○猪俣課長 それでは、9ページの資料7を御覧ください。「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」についてお示ししております。

上段1の「都内の公衆浴場数等の推移」でございますが、昭和43年、一番左端ですけれ

ども、こちらの2,687軒をピークにして、その後は減少の一途をたどっており、昨年12月末現在で544軒となっております。このうち区に所在する浴場数がその下にございますように491軒、その下の市部は53軒となっております。

「利用人員」の欄を御覧ください。こちらは推計値でっております。割り返した利用人員を出しているものでございますが、1浴場1日当たりの平均利用者数を記載しております。昭和43年には1日平均530人の利用がありましたが、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120人前後で推移しており、若干増加傾向にございます。なお、平成30年につきましては、ただいま調査結果の集計中でございますので空欄となっております。

「自家風呂保有率」の欄を御覧ください。表の一番下になります。

総務省が5年に1回実施している住宅・土地統計調査の数値を記載しております。都内の公衆浴場数が戦後最多であった昭和43年の自家風呂保有率は42.2%と5割に満たなかったわけですが、その後、割合が増え続け、平成20年の自家風呂保有率が97.6%となっております。現在、都民のほとんどの方は自宅で入浴できる環境ということが言えます。なお、平成25年以降に実施された住宅・土地統計調査ですが、自家風呂の有無に関する調査が行われておりませんので、以後の統計はございません。

矢印の下、右下になりますが、区市別公衆浴場数を御覧ください。平成30年12月末現在の浴場数を区市別に見たものです。都内の公衆浴場の9割以上は23区内にあり、全ての区に所在しております。このうち浴場数が最も多い区は大田区の39軒、次いで江戸川区の35軒、足立区の32軒となっております。一方、右側の市部につきましては、御覧のように浴場数が一番多い府中市でも5軒にすぎないという状況になってございます。公衆浴場が1軒もない市としましては、青梅市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市の6市となっております。また、町村につきましては公衆浴場がございません。

下段の左「2 東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況」を御覧ください。昭和63年から平成26年までの入浴料金統制額の改定年とその内容を掲載しております。直近の改定は先ほど梅崎会長からもお話がありましたけれども、消費税率が5%から8%に引き上げられました平成26年、3%の消費税相当額10円を大人料金に反映した料金改定を行いました。平成27年から平成30年につきましては料金改定を行わず、据え置き措置を講じております。

10ページの資料8を御覧ください。今年の協議会報告書全文を掲載しております。その内容について簡単に御説明いたします。

「1 入浴料金統制額の試算結果」「2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項」「3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論」までは、平成30年入浴料金統制額に関する検討内容と統制料金を据え置くことが適当であるとの結論について述べております。

10ページの下段から11ページにございます「4 協議会意見」につきましては、公衆浴場業界の将来的発展に向けて、4項目にわたる協議会意見を述べております。

(1) になりますけれども、こちらは無料で使えるボディーソープやシャンプー等の浴室への常備を推進し、実施率100%となるように引き続き取り組みを進めること。

(2) は、ここ数年映画やテレビの情報番組で銭湯が頻繁に取り上げられるなどの業界への追い風を受け、こうしたチャンス大きなチャンスとして捉えまして、業界全体として成功事例の情報共有化を図ったり、個々の浴場が創意工夫して利用者の拡大を図ること。

次のページ、(3) は外国人や若者など新規利用者を掘り起こすため、東京2020大会の開催を、銭湯を知ってもらう絶好の機会と捉え、我が国日本の入浴文化や銭湯の魅力を国内外に伝える取り組みをより一層積極的に進めること。

(4) ですが、公衆浴場が地域の拠点施設として、その社会的役割を果たしていくため、区市と連携した健康増進事業等の実施、施設の耐震化、使用燃料のクリーン化に積極的に取り組むこと、また、東京都が今年度実施いたします公衆浴場活性化支援実証事業等も活用し、後継者の育成などに取り組むことという形の4項目につきまして、協議会としての意見を表明しているということでございます。

12ページ、平成30年の「公衆浴場入浴料金原価計算表」でございます。こちらは原価計算したものの具体的な数値をお示ししたということでございまして、ここまでが今年の協議会の報告の全文となっております。

13ページを御覧ください。最後の資料9でございます。この資料はただいま御説明いたしました今年の協議会報告の中で、4つの意見として表明された項目につきまして、その後の取り組み状況をまとめさせていただいたものでございます。それぞれの項目につきましては、私ども事務局のほうから浴場組合のほうに聞き取りをさせていただいた実施状況を御説明させていただき、後ほど浴場組合の方からも補足説明をお願いしたいと思っております。

第1の項目、施設内の禁煙化、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備ですが、施設の禁煙化、または分煙を行っている浴場は昨年9月1日時点、一番上になりますけれども、全体の100%を達成されたとのことでございます。また、無料で使用できるボディーソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、昨年9月1日時点で77.4%まで増加しているということで、着実に促進が図られてきているところでございます。

第2「利用者拡大を図る取組事例」につきましては、この間浴場組合におかれまして、次々に新しい取り組みを進められてきており、そのうちの一部を掲載しております。まず、一番上の「銭湯サポーターフォーラム2018」は浴場の利用促進に向け、銭湯の応援団、銭湯サポーターと浴場組合の交流促進等を目的に開催いたしまして今回が4回目になります。昨年10月7日に開催され、296名の方が参加されました。銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が今後協力連携を深め、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されております。都としましても、こうした取り組みを支援してまいりたいと思っております。

また、2つ目になりますけれども、おととしから「銭湯入門塾」という外国人等の銭湯

未経験の方をターゲットに銭湯の魅力を発信するイベントが2回ほど開催されております。1回目は10月20日、足立区のタカラ湯を会場にゲストハウスに短期滞在する外国人16名を対象として、銭湯の歴史紹介、銭湯見学会、入浴体験などが実施されております。また、2回目は翌週の10月27日に新宿区の栄湯を会場に大学生から高齢者まで幅広い年齢層の21名を対象に「銭湯川柳教室」と題して、銭湯の歴史、川柳講座、入浴などの催しがありました。いずれの会も大変好評だったと聞いております。

14ページを御覧ください。3番目の項目「銭湯の魅力を国内外に伝える取組の積極的推進」につきましては、平成27年4月から浴場組合がホームページを全面リニューアルし多言語化を図る。また、SNSを活用した銭湯情報の発信を開始いたしております。それらの実績を掲載しております。

その下に記載してありますのは、浴場組合が外国人に銭湯の魅力をPRするため、動画を作成したことについて述べております。浴場組合では、チャンネル登録数が非常に多いお二人の外国人ユーチューバーの方に動画作成を依頼いたしまして、平成29年11月と昨年1月に動画サイトで公開されております。視聴回数も御覧のようにかなりの数に上っております。動画の効果が非常に多いということを期待できるところでございます。

第4「健康増進事業やコミュニティの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化、省エネ化」でございます。ミニデイサービスや健康体操などの健康増進事業が実施できるスペースの確保やバリアフリー化を図るため、昨年4月1日から12月末までの間に大規模改修を行った浴場が5軒、こうした施設の改築または改修には、多額の資金を必要とすることから都では、これらの経費の一部について助成を行っているところです。

浴場施設の耐震化の促進と使用燃料のクリーン化、省エネ化につきましては、昨年4月から12月までの間、都の助成制度を活用して、実施した浴場数を掲載させていただいております。

施設の耐震化補強工事が2番目になりますけれども、こちらが36軒、その下、使用燃料を重油や廃材などから都市ガスに転換した浴場が6軒、ガスバーナーやガスボイラーを高機能機器に更新した浴場が21軒、照明器具のLED化を図った浴場が9軒、コージェネレーション設備を導入した浴場が2軒となっております。

最後に15ページを御覧ください。第5の項目で「活性化支援実証事業」につきましては、東京都が今年度から実施しております公衆浴場活性化支援実証事業を利用して、利用者の拡大を図り、事業継続につながるよう取り組むものでございます。

主な事業内容といたしましては、一番上が「専門家の派遣」、2つ目が「経営やノウハウを学ぶ連続セミナーの開催」、3つ目が「浴場経営者との交流会の開催」が主な柱となる事業でございます。

2番目の連続セミナーにつきましては、30名程度が参加されているという状況となっております。また、今月から3回実施する浴場経営者と浴場経営や働くことに関心のある方との交流会というものを実施する予定としておりまして、こちらは2月から3月、今月

から来月でこれから行う予定としております。

また、1つ目の専門家派遣につきましては、10浴場を対象に派遣された専門家から改善策の助言を受けて、新しい取り組みにつなげるということによってやっておりますが、例えば懸垂幕を新しくつくって、寂しい壁面に飾ることによって新しい顧客を増やすといった取り組みなどが進められると聞いております。こちらの事業については、今年度の事業でまだ現在進行中でございますので、具体的な取り組みについては省略させていただきますけれども、こうした事業にも浴場組合の協力を得ながら進めさせていただいているという状況でございます。

以上、長くなりまして、申しわけございませんが、資料の説明を終わります。

○梅崎会長 それでは、資料9の協議会報告や意見に対する取り組み状況について、浴場組合として補足説明があればお願いいたします。

○近藤委員 浴場組合の近藤でございます。

今、東京都のほうからいろいろな施策が施されて、我々の業界も非常に活性化をされております。例えば取り組みで、活性化支援実証事業ですけれども、銭湯でもって生まれ育っている方というのはなかなか銭湯以外のことをよく知らない。そういった場合に商売としたらこうやるべきですよという意見をいろいろいただいて、それを実証しよう、それでお客様、皆さんのニーズに答えていこうではないかということで、いろいろなことをやらせていただいております。また、地域貢献とかPRイベント、先ほどのユーチューバーの件もそうですけれども、そのおかげで外国の方もだんだん増えてきております。都民の衛生や健康、認知症の見守り、子供のSOS、いろいろなことで我々が地域貢献をやることによって、銭湯が地域にとってどれだけ大事なのだというところを位置づけられればということで頑張っております。

また、これは2月1日に発表されましたのですけれども、Tokyo Tokyo FESTIVALというものが来年にあります。オリンピック・パラリンピックのときに東京都がそれを盛り上げようではないかということで、その企画応募がありました。それが全部で2,436と聞いております。その中で1次審査が64通りました。その後、2次審査のプレゼンがあり、結果的に言うと190分の1の13の企画が選ばれました。その中に我々東京都浴場組合が残りました。これはすばらしいことでございます。これは日本の方々にもアピールできますし、世界の方々にもオリンピックを通じて、日本の文化とは何ぞやと。銭湯だよ。これを広めるすばらしい一生に一度のチャンスではないかと思っております。そこで我々も頑張っていきたいなと思っておりますので、内容につきましては今詰めている最中でございますけれども、あっと驚くようなことを企画しておりますので、御期待をいただきたいと思っております。

先ほどお話がありました実証事業の中で、今月は2月16日、SENTO meet-upということで、経営者とのワークセッションでアイデアをいただいたり、そういうことを頑張っております。2月25日は異業種交流会ということで異業種の方からいろいろな意見をいただいて、実際にこれをしていったらどうなのだろうというところがあります。

ただ、我々は一生懸命頑張っているのですけれども、なかなか廃業がとまらない。ここが一番ネックなのです。我々組合としては、1軒も廃業してほしくないという思いで頑張っております。そんな中で経営者の高齢化や、先ほどありましたけれども老朽化ということが挙げられておりますが、実態としては、施設の更新をして、後継者に任せることができるほどの売り上げが確保できない。ここが非常にネックであります。このままではどんどんお風呂屋さんがなくなってしまうと、銭湯難民という方が増えてきてしまうのです。今まで銭湯に通っていたおじいちゃん、おばあちゃん、あるいは若い人でもそうなのですけれども、近くにあった銭湯がなくなると、駅の向こうまで行かなければいけない。どうやって行ったらいいのかというお話をお年寄りからよく伺います。そういった銭湯難民ができてしまうということが本当に寂しいことでもありますので、私どもは銭湯をなくしたくないということで頑張っております。

会長からもお話がありましたけれども、今年の10月から消費税が10%に引き上げられる可能性が多分あると思う。経産省も動いているということでございます。我々の料金というのは460円という設定があるのですが、これを計算しますと、8%の場合は34円がお預かりをしている税金なのです。逆に言うと426円がお風呂代ということになります。そして、もし料金がそのまま据え置きということになると46円が消費税、それは入浴料金に換算すると現在が426円で、10%になると418円ということで、我々の料金が8円下がってしまうということになります。そうすると、我々がもっともっと苦しい経営の環境になってしまうというのを非常に懸念しているところでございます。

10円上がったら、どれだけ我々が潤うのだろうという単純な計算をしますと、お風呂屋さんは大体150人来てくれるところが一つのラインなのです。150人以下だとかなりきついです。150人で何とか保てるという状況でございます。そうすると、150人が来ていただいて、もし10円上がったとすると、年間で54万円収入が増えます。もし20円上がるとすれば108万円増えます。割れていたタイルを直すことができる。あるいはクロスを張りかえることができる。お客さんにサービスすることもできる。我々の寝る時間が6時間あるいは7時間、それで起きたらすぐに仕込みをする。ずっと1日商売をしているという長時間の営業をしていますので、それでいて、実は苦しいところは自分たちの給料を減らして、経営の採算をやりくりしているところもあるのです。そういったところに消費税10%でさらに苦しい状況になってしまうということは、我々も組合として組合員に対して申しわけないなと思っておりますので、ぜひその辺のところを皆さんと御審議をしていただきまして、協議をしていただきたいと思います。

以上、私のほうから補足説明をさせていただきました。

ただ、もう一つ、今、3代目、4代目の方々がだんだん増えてきまして、ものの考え方が新たなものを取り入れることが容易になってきていますので、そういったところもこれからの希望ということでは見えてきているのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

○梅崎会長 ありがとうございます。

予定された時間までは少し時間がありますので、ただいまの御報告内容のほか、今回は1回目ということもありますので、委員の皆様で日ごろお感じになっていることで構いません。個人的な経験とか御意見がございましたら、お一人ずつ御発言をお願いしたいなと思います。

名簿がありますので、名簿順にお一人ずつお話しいただくといいのではないかなと思いました。

最初に、伊藤さんのほうからよろしく願いいたします。

○伊藤委員 こんにちは。

初めて21次の協議会から御一緒させていただくことになりました。東京国際大学の伊藤と申します。よろしく願いいたします。

私は、家から歩いて5分圏内に2軒の銭湯があるという、昔からある非常に庶民的な街におりまして、銭湯は小さいころからなじみがあったかなという感じでございます。

昨年度、銭湯の活性化支援の事業で、銭湯業界の皆様と御縁ができて、より深く銭湯について考える機会が増えたかなと思っております。この活性化の事業を委員長としてやったのですけれども、それに当たりまして回数券を買って、いろいろな銭湯に通ってみました。そうしますと、17時ぐらいの時間にシニアの方々が自分のお手製の漬け物を持ってきて、湯上がりにビールを飲みながら常連の方々と漬け物のやりとりをしながらくつろいでおられるという、何と優雅な時間を過ごしているのだろうと思ひまして、いかにコミュニティとしての銭湯が大切なのかということを実感いたしました。

また、活性化の事業としまして、銭湯が私たちの衛生のみならず日本の文化であるということ。しかしながら、立地によっては大変経営状況が厳しいということもしっかりと理解いたしました。消費税が今度10%に上がるであろうということで、利用者の立場からしてみると1円でも安いほうがうれしいのですが、経営者の皆さんにとっては資材、施設、設備、現在の全てが10%になる中で、なかなかそれでは厳しいのかなという現実もきちんと理解はしております。そういった中で公衆浴場の経営者の皆様、そして、利用者の皆様の意見を多面的に聞きながら、私も慎重にこの問題を考えてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○梅崎会長 それでは、岸上さん、どうぞ。

○岸上委員 私は、銭湯のヘビーユーザーとして、いろいろな方とお風呂の中で話しまして、すごく銭湯の重要さをいつも感じています。それでも、残念ながら去年もなくなられた銭湯も多くて、なるべくやめる前に結構行こうとしているのですけれども、いつも皆さんが困っていて、これからどこに行こうか、そこに1人で暮らしている方のコミュニティがあるので、毎回別れみたいになっていて、結構寂しい感じがあります。それによって何ができるか、皆さんと考える必要があると思います。

もう一方には、銭湯の世界がすごく盛り上がって、去年も、今年でもイベントがとても

多くなっているのです。自分でも全部回り切れないぐらい毎週どこかの銭湯がイベントをやっているのです、すごくポジティブに考えています。なので、よく利用者と銭湯の業界というバランスを考えて、これから値段をどうするかを考えたいと思います。よろしくお願いします。

○熊迫委員 国士舘大学の熊迫です。

今、両委員のお話を伺って、非常に銭湯にも造詣が深くていらっしゃるということのようですけれども、私自身は銭湯に余り縁のない生活を実はしております、今回お話を伺って、統制額がある意味というのは何だろうなど。そのこと自体も余り意識したことがなかったものですから、ちょっと思ったのです。公衆衛生の側面ばかり思っていたのですけれども、きょうお話を伺って、日本の文化としての銭湯を守るといった部分が非常に重要なのだなと改めて思いました。

本学、国士舘大学は世田谷区にありまして、きょうの資料の中にもありましたが、世田谷区は公衆浴場の数が多いのです。30軒あるとなっています。私のゼミは2～4年生までのゼミ生が50名ぐらいおりまして、ちょっと聞いてみたのです。最近銭湯に行ったことがあるかと。そもそも生まれてこの方、銭湯に行ったことがないという学生が4名いました。約50名中4名ですから1割弱、8%ぐらいですね。もちろん毎月のように利用しているよという学生も中にはいたのですけれども、もし銭湯が日本の文化だとすると、これからを担う若い人にもっと銭湯に親しんでもらって、オリンピックは2020年で終わりますけれども、それ以降にもっと銭湯というものが日本の文化として、今後も定着して、発展していくといいのではないかなと思った次第です。

今回、21次から委員に参加させていただきますけれども、そういった思いで参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○小西委員 経済産業研究所の小西です。私は多分19次からやっているのだと思います。今回で3回目になります。

私も、初めて入ったときは熊迫先生と同じで、右も左もわからずにやってきたのですけれども、前会長の都留先生と何年間か一緒にやってきて、今回も13ページに資料がありますが、その当初は、分煙化や禁煙化も全然できていなくて、ボディソープやシャンプーの常備については12%、その当時だったらそんなものはないよ、という状態だったのが5年、6年たつにつれて、禁煙に関しては100%を達成されて、ボディーソープやシャンプーの設置についても8割近くになってこられていて、残りのわずかなところは何が理由なのかというところにも、もしかしたらいろいろな問題が含まれているかもしれませんが、今年からの協議会では、この2つに次ぐ新しい目標が、次の5年、6年に向けてであると、とても利用者の利便性から考えるといいのではないかと思います。例えば電子マネーでの決済導入率とか何でもいいのですけれども、この2つは大分達成できているので、新たなものが加わっていくといいのではないかと思います。

後継者問題がずっと言われてきていますけれども、先ほど近藤さんがおっしゃった売り

上げを確保できないから、すごくもうかっていれば自信満々に明け渡せるのだが、もうかっていないものを押しつけることが問題ということを感じると、普通の企業でもそうですけれども、お金の問題が銭湯経営でも大きな問題になっている。この部分は今までどおりきめ細やかに今は何が問題なのかというところを改善していくとともに、いろいろな方がおっしゃっていますけれども、大局的に銭湯の役割自体をお風呂に入る場所以外で、もっと付加的なものをつけていくことで、社会の存在意義が上がっていけば、もしかしたら将来は物価統制から外れるかもしれないし、ほかのルールによって値段が決められるようになるかもしれないしという先のことまで考えるときには、何か起爆剤が必要と考えた場合に、今のタイミングはオリンピックというとてもいい起爆剤があるときです。

先ほど、近藤さんが最後におっしゃっていましたが、お風呂は裸になるので、もし虐待されている子が来てくれれば、子供たちのSOSを見つけることができますし、最近来ていないね、あの人は元気かなとお年寄りの見守りもすることができます。そういうことが本当に機能するようになれば、社会の中で銭湯というのはなくなってしまっただけでは困るし、世界中に見てもこんな文化はないし、だから、日本というのはすごく安全で住みよくていいよね、ということにできるかどうかというのは、今ここで生きて、議論している私たちの考えようで何かできるのではないかなと思うところがありますので、引き続き今期もまた参加させていただいて、お力になればと思っています。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 高橋です。

私も今回が3回目ということになりますけれども、本日の資料で資料9「平成30年東京都公衆浴場対策協議会報告（意見）を受けた取組状況」というところで、非常にそうだったのか、すばらしいなというところで、14ページの4番ですが大規模改修が5軒、耐震補強工事が36軒ということで、資料に現在544軒だというお風呂屋さんの中で、この41軒は少なくとも長期的に今後やっていこうというお風呂屋さんだろうと思うのです。だから、1割まではいかないけれども、1年でこれだけの軒数のお風呂屋さんが長期の経営を見据えた改修を行っているということで、この事業は今年だけではなくて、その前も行われているはずですから、そう考えると減ってはきているのだけれども、長期的にやっていこうというお風呂屋さんはかなり底堅い部分もあるのかなという意味ではちょっと心強いし、そういうお風呂屋さんが増えていくようにいろいろな取り組みが行われると。

そういう意味で、15ページも去年の協議会で話題になっていたところですけども、経営の助言をできるように専門家を派遣しようとか、あるいは経営者とお風呂屋さんになってみたいという人の交流会をしてみようとか、本当にこれが今行われているのだなというのを知りまして、大変すごい試みがされているなと感じましたので、少しでも皆で知恵を出し合って、お風呂屋さんに行く利用者の数が増えることがやはり大事だと思いますので、そういったところに知恵が出せたらなという思いで私も臨んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○梅崎会長 名簿の順で行きますと、若月さん、よろしくお願いいたします。

○若月委員 主婦連合会の若月と申します。今回から参加させていただきます。

私の住んでいるところにも徒歩圏に4軒あったのですけれども、そのうち2軒はもうなくなってしまいました。それも近くの2軒がなくなってしまったので、あっさり足が遠のいてしまって、その意味でとても残念です。お風呂屋さんの跡は2つともマンションになってしまって、これが時流かなとしみじみ思ったりします。

私は、その前に住んでいたところには、周りに銭湯がなかったので銭湯があるところに来て、初めて行ったときに正直高いと思いました。四百幾らというので、4人家族でしたので、もしこれに4人で来たら、毎日来たらかなりの出費だと思ったのは正直なところですよ。だけれども、それでも経営が大変というのを一方で聞いて、どうなるのだろうなとすごく思っています。

もう一つ、物価統制令が残っている最後のところだということを聞いて、それもすごくびっくりして、それは何なのだろうと思ったのですけれども、この中で自家保有率を調べるのをやめてしまったというところがあって、100%になってしまったのかなと思うと、そもそも物価統制令のもとで公衆の衛生に資するという役目は多分もう終わってしまって、皆さんがいろいろおっしゃっているように、これから新しい役目というものをつくり出していかなければいけないのかなというのはすごく思います。

入浴料金を決めるには、いろいろな計算式があるということで、これからそれは勉強させていただくということで、私も銭湯というのはすごく気持ちよくて、今、ホテルに行っても大浴場があるホテルというのが結構人気で、そこをわざわざ選んだりもします。やはり銭湯というのはすごく気持ちいいよねというのはあるので、何とかこれが存続するだけではなくて、また栄えていけるようになったらいいなと思いますので、よく考えたいと思っております。

○平石委員 民生委員の平石と申します。

私も3回目だと思うのですが、東京都の区市町村が54ぐらいあるのですが、その中の代表として来ております。ただ、民生委員は子供から高齢者までいろいろなかかわりの範囲が広いものですから、都民連の中で公衆浴場の問題が取り上げられるということはほとんどございません。ただ、代表で来ている以上、何か申し上げなければいけないのかなと思うのですけれども、私は大田区の民生委員の会長をやっております。今、地域包括支援センターが各区市町村にできておりますね。そういう中で、大田区の18地区に各地区の民児協があるのですが、そういうところで銭湯の話をしているところが結構出てきています。

大田区も少しずつは銭湯が減っているのですけれども、銭湯を利用してもらうためにどのようにすればいいかということを探している最中なのですね。だから、ある地区なんかは銭湯のある場所にバスを利用すればどのぐらいで行けるのか、あるいは自転車でもどのぐらいで行けるのかとか、そういったことをいろいろ研究しているようです。しかし、高齢者の場合、自転車で行くよとなると問題があるのではないかと。一方では心配もしているようです。もう一カ所のところなんかは銭湯の話をして、それならばコミュニティバ

スを出して、利用したほうがかえっていいのではないかといった話をしているところもあります。いろいろなところの中で銭湯というのは広いし、いろいろな会話もできるし、先ほど言っていましたけれども、虐待にしても、高齢者の見守りについても非常に大事なのかなと思っています。

あるときに、ほかの地区の会長から私のほうへ連絡がありまして、ちょっと銭湯に来ているのですけれども、この人は大丈夫かしらという話を聞きました。やはりないところとあるところの違いがあるわけですね。冬場なんかは歩いて10分で、風呂に入って帰ってきたら湯冷めしてしまうと。途中で何かあったらいけないのではないかとということで連絡を受けまして、その部分については行政と話し合いながら対応して、問題が起きることなく来ましたが、やはりそういったことも踏まえて、我々は考えていく必要があるのかなと。また、東京都の問題として、あるいは民生委員として、全体のこともあるときは話をして、理解してもらっていくべきなのかなと思っています。

以上です。

○山下委員 東京地婦連の山下でございます。よろしくお願いいたします。

今、いろいろとお話を伺っておりまして、銭湯が地域住民の交流の場となっていることは大変よいことだと思っております。

私の家の近くも、小さいころ、大分若いときはすぐ5～6分で銭湯があった。それがなくなり、10分ぐらいのところにあったのもなくなりました。大分遠くになって、私も余り銭湯は行かないで、家の風呂だけでやっておりますので余り偉そうなことは言えないのではないかと思いますけれども、消費税が10%に今度上がるということで、一般利用者としてはいろいろと大変になるのではないかなと思います。しかし、浴場組合の方々としてはいろいろと御努力いただいて、禁煙化とかシャンプーをつけていただくなどをやっていただいて、利用者としては大変喜んでいてのではないかと思います。

先ほど、こちらからいろいろとお話が出ましたが、後継者に対するセミナーなどをやっているということは大変よいことだかなと思います。また、利用者から意見を聞くこともやっていらっしゃるということで、これはどのぐらいの範囲でやっていらっしゃるのですか。利用者で1カ月に1回ぐらいですか。

○近藤委員 実証事業というところで、ネットとかいろいろなところから参加を多く募って、どんな種類でも構わない、どんな方でも構わないので、銭湯に興味のある方に来ていただいて、逆に言うと、いろいろなジャンルを決めないほうがいろいろな意見が出るのではないかということです。

○山下委員 銭湯に入りに来る方から特別に聞くということではないのですね。

○近藤委員 そうではないです。もちろん銭湯へ入る方もいらっしゃいます。

○山下委員 そうということで、いろいろと活性化していらっしゃるのが一番いいことだかなと思っております。

以上でございます。

○梅崎会長 それでは、業界代表の方に続きまして、近藤さんは先ほどお話になって、何か補足があれば、あとお二人もお願いします。

○近藤委員 うちであった一例をお話ししたいなと思います。

インバウンドの話が先ほど出ましたのですけれども、私の母は90歳、今年91歳なのですが、YouTubeのおかげでインバウンドの方、スペインの方が荷物をがらがら引いてらっしゃいました。ところが、いきなり来たもので、スペインの方は日本語も全然できないのです。うちの母は90歳なので英語はできないし、スペイン語もできないので、すったもんだ何かを言っていたらしいのです。しばらくしたら次のお客様が英語をある程度できたので、何が原因かなということを探りましたら、そのスペインの方は現金を一切持っていなかったのです。カードしか持っていなかったのです。PayPayとかLINE Payがあるので、我々の業界はそれを使い始めている最中のごさいまして、まだうちはつけていない状況だったのです。今、読み取り機械の3分の1を業界に出してもらって、経済産業省が3分の2を出して、無料で入れられるよという話もしているようなのですけれども、まだそこまで普及していない。

そんな中で来店された日本の40代の方なのですが、その方が460円の2倍の920円を払って、その外国のスペインの方と一緒に風呂に入った。そして、お風呂の中で話が盛り上がり、すごくいい気分です。日本の方はつながらなかった言葉をスマートフォンで引いて、メモ書きにして、これをスペインの方が出てきたら渡してくださいと。さらにお水を買って、喉が渇くと思うからお水も渡してくださいと言われて、そのときに私はちょうど母と交代で番台へ行ったところなのです。それでスペインの方が出てきたので、先ほどの日本の方がこれとこれを渡してくださいと言ったら、スペインの方はすごく喜んで、ちょっと英語なのですけれども、日本というのは何て親切なのだろうと言っていました。

これからどうするのかと話をしたら、これからまた別の外国へ行きたいということで、羽田空港の国際線へ行きたいということなので、私も電話して、うちから10分以内でタクシーが来ますので、カードが使えるタクシーをとということで呼んで、見送ってあげたということが実際にありました。それだけ外国の方は日本が安心だなという、うれしいなというところが見えました。

○佐伯委員 常務の佐伯でございます。

私は、銭湯が全くなくなってきた多摩地区のほうで銭湯を営んでおるのですけれども、確かに自家風呂率は大変高いのです。ただ、自家風呂率が高いということと家でお風呂に入れるというのは全く別の問題で、私どものところに来る高齢の方は自家風呂がもちろんお家にあります。でも、そのお風呂に自分では入ることができない。またぐこともできないというのがあるけれども、掃除をすることもままならない。ですから、家でお風呂に入るという作業が大変難しいということで、お風呂がないと本当に困ってしまうのだと。この間、近くの八王子というところで1軒お店を閉めるという張り紙をしましたところ、署名

活動が始まり、市議会まで動き、何とか継続をということで廃業を思いとどまったというお店がございます。八王子は家にお風呂のない家屋なんてものはほとんどありませんけれども、そういった地域でもそれだけの声が上がってくるというのが現状でございます。

また、お値段的には、我々も単純に値段を上げれば収益が上がっているわけではございません。私も数年前まではこれ以上値段を上げたらどうなのだろうか、逆にお客さんが減ってしまったら、それは意味がないのではないかとということを考えていたこともございます。ただ、我々も日々お客様に満足していただけるように努力を重ねておりますので、最近、お客様のほうからお店に来て料金を見ると若い方は安いと言うのです。ものすごい安い、こんなに安いのか、ほかに何かお金がかかるのですかと言われる若い方が大変増えました。また、高齢の方などはずっと変わらないけれども、これでいいのか、もうちょっととったほうがいいのかというお客様からの声が大変大きくなってきたので、私どもの努力がだんだん認められて、世間的にもお値段がいいところにちゃんと来ているのかなど。もう少し上げていただいてもお客様に不便、不満が出るようなことはないのではないかなど。そういう思いに至って、今は少しでも上がれば収益も上がるのかなど考えております。

単純にそれさえ上げていただければ、収益が上がるという考え方はしないように、今後ともお客様に喜んでいただけるお店づくりを、組合を挙げてやっていきますので、ぜひ皆様には銭湯のこともしっかりと見ていただいて、御配慮、御考慮いただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○石田委員 いいです。

○梅崎会長 それでは、行政関係の方、笹井さんのほうからお願いします。

○笹井委員 武蔵野市の笹井でございます。

私どもは、公衆浴場で高齢者の健康増進体操で「風呂」と「不老」をかけて、不老体操というものをやっております。それは前回もお話ししました。

前回、市内に4軒ございますと申し上げましたけれども、残念ながら1軒は、廃業ということになってしまいました。これは、かなり基礎自治体としては大きな影響がございまして、まず浴場さんが休業されることによって、不老体操をやっていた高齢者の健康増進で新たな場所をどこかに確保しなければいけないという問題がございます。佐伯委員がおっしゃったみたいに自家風呂保有率が高くても、高齢者の方はお風呂に入れなくてもいいだけではなく、物置倉庫になっていることがほとんどでございますので、一番困ったのは生活保護を担当する部署と高齢者福祉を担当する部署で、その浴場の廃業に伴って検討会議を開催せざるを得ないということになったわけです。いろいろ検討して、この人はこういうふうにしてしようという形ですが、佐伯委員がおっしゃるように、武蔵野市なのですけれども、中央線を越えて三鷹駅の南側のほうまで行かないと公衆浴場がないという状況でございまして、23区と多摩地域では密集度が違うのかなという形も考えています。

結局、生活保護のワーカーたちはどういう対応をするかということ、高齢者で要介護状態

の方であれば、デイサービスセンターで週1回の入浴を2回にしてもらうという形で清潔の保持をするという対応ができますけれども、要介護状態にない生活保護の人はどうするかということになりますと、都の基準額目いっぱいのところ、お風呂のある生活保護基準内の家賃のアパートに転宅指導をしないといけないということになります。公衆浴場に行く生活保護の方は入浴券を持っていらっしゃいますので、アクセスは結構簡単で自己負担もないのですけれども、そういうことになると公衆浴場のお客さんが相対的に減ってしまうという形です。そういう意味では、基礎自治体にとっての公衆浴場というのは健康増進の拠点であり、生活保護あるいは高齢者の公衆衛生の場所であり、居場所であるというコミュニティーの拠点がなくなっていくという現状にあるということでございます。

課題としては、なぜそのお風呂屋さんが閉鎖になったかということ、くみ上げポンプが故障しました。改修費用の補助はもちろんあるので、それも御協議させていただいたのですが、自己負担がかかるのと、経営者の方が高齢だった関係で後継者不足、将来性、複合的な要素が重なり合うと、どうしても行政としての支援も限界だなというのを実感したのが今回のケースでございます。そういう意味では、後継者のマッチングを具体的に、どのように効果的に行うのかというのが1点。

そういった浴場がなくなっていくということに対して、うちもムーブスという日本で最初に導入したコミュニティバスを運行しておりますけれども、銭湯を回る専用のコミュニティバスというのはなかなかできませんが、送迎や移送サービスと連携して行って、高齢者支援と公衆浴場を結びつけるような施策が可能なのかなのかなというのが2点目。

3点目は、やはり浴場だけではない、その地域の実情に合った付加価値は何なのか。近藤委員のところはインバウンドという形ですけれども、武蔵野市は吉祥寺でインバウンドができたとしても、武蔵境地域でインバウンドになるかどうかというのもありますので、その地域の実情に応じた付加価値に対する支援策というのでも検討していかなければいけない。それが3点目の課題としてあるかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

○浜委員 東京都生活文化局長の浜でございます。

いつも委員の皆様方には、幅広い観点から統制額につきまして、丁寧に御議論いただいております、誠にありがとうございます。

先ほど来、皆様からお話が出ていますが、今年は消費税の引き上げが予定されているということで、今回の検討は例年に増していろいろな観点から御検討をいただく必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど皆様からもお話がありますように、統制額以外にも活性化ですとか事業継続の問題につきましても、もちろん浴場組合さんも先ほど近藤理事長からお話があったようにさまざま取り組んでいただいて、東京都と一緒にやらせていただいておりますけれども、そういった点につきましても、いろいろ御提言をいただいたこともございまして、今後も引き続きさまざまな御意見をお寄せいただひて、活性化につなげていければと思ひておりま

すので、今回の検討につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○梅崎会長 皆さん、お一人お一人の方々の御意見、ありがとうございました。

初回ということで、お一人お一人の方の御意見とか御経験をお話しいただいて、皆さんと認識を共有できればなと思いました。この協議会自体は統制価格について議論するのですけれども、この協議会の特徴としましては、銭湯というものはどういう付加価値を持っているのか、どういう社会的価値を持っているのかということも、価格と一緒に、両輪で考えていくというところにあると思いますので、第2回目以降も議論を続けていければなと思っております。

以上で、本日の議事は全てこれにて終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項などがありましたらお願いいたします。

○猪俣課長 次回の会議につきまして、委員の皆様におかれましては、御都合をお聞きして開催日を決定したいと思います。先ほどの資料1でも御説明しましたが、開催日の予定としては、4月11日から4月18日を一応予定させていただいております。

お手元に配付してございます日程表につきましては、本日御提出いただける方は事務局にお出しただいて、お帰りいただくという形ですが、お持ち帰りいただき御記入される方につきましてはお手数ですが、2月20日水曜日までにファクシミリで御返信いただきますようよろしくお願い申し上げます。委員の皆様全員に極力御参加いただける日にしたいと考えておりますが、調整がつかない場合につきましては、できるだけ多くの委員が参加できる日に決めさせていただきたいと思っております。御都合がつかない日に決まってしまった場合につきましては御容赦いただきたいと思います。

また、お帰りの際は、エレベーターを降りた1階でおつけいただいております一次通行証をゲート併設の回収機に返却し、ゲートを通過していただきますようお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○梅崎会長 では、本日の会議はこれにて終了しますが、次回の会議では、統制額の改定などについて、利用者代表、業界代表、行政関連機関の各委員から御意見及び御要望、御発言をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後3時33分閉会